

国立国会図書館総合目録ネットワーク事業実施要項

平成 10 年 3 月 30 日 国図企第 15 号
改正：平成 13 年 3 月 14 日 国図協第 50 号
平成 14 年 4 月 1 日 国図関西第 11 号
平成 16 年 3 月 31 日 国図関西第 117 号
平成 20 年 2 月 1 日 国図関西 080128001 号
平成 24 年 1 月 6 日 国図関西 1201047 号

1 事業目的

国立国会図書館総合目録ネットワーク事業（以下「本事業」という。）は、国内の公共図書館における図書館資料資源の共有化、書誌サービスの標準化と効率的利用を図るとともに、公共図書館の県域を越える全国的な図書館相互貸借等を支援することを主たる目的とする。国立国会図書館（以下「当館」という。）は本事業を、図書館協力事業の一環として実施する。

2 事業内容

- (1) 本事業の目的を達成するために当館は、本事業に参加する図書館（以下「参加館」という。）の書誌データ及び所在データ（以下「書誌データ」という。）を収集し、当館が構築する国立国会図書館サーチ（以下「NDL サーチ」という。）に当該書誌データを統合し、データベース及びネットワークの運用及び維持管理を行う。
- (2) 書誌データを提供する図書館は、参加館のうち、都道府県立図書館及び政令指定都市立図書館とする。
- (3) NDL サーチにおいて、次の各号に掲げるサービスを提供する。
 - ① 検索サービス
参加館から収集した書誌データ及び当館書誌データ並びに都道府県域横断検索等との統合検索を可能とする。
 - ② 相互貸借支援サービス
収集した書誌データについて、参加館間における相互貸借依頼を支援する機能を提供する。
- (4) 検索サービスは、一般に公開する。
- (5) 県域を越える図書館相互貸借の円滑な実施に資するため、参加館のうち都道府県立図書館及び政令指定都市立図書館の相互貸借情報（貸出規則等）を NDL サーチに収録の上、参照可能とする。
- (6) 事業の円滑な運営に資するため、各種会議、研修等を実施する。

3 書誌データの管理及び運用

- (1) 本事業において取り扱う書誌データのフォーマットは、Dublin Core を拡張定義した「DC・NDL」とし、参加館が書誌データを当館に送付するに当たっては、常にその最新のものを使用することとする。ただし、当面の間、従来の「総合目録共通フォーマット」にも対応するものとする。
- (2) 書誌データを提供する図書館は、原則として一定の頻度で書誌データを当館に送付し、又は当館による自動収集に対応するものとする。
- (3) 当館は、参加館から提供された書誌データについて、機械的な書誌同定を行い、一つの書誌に統合する。
- (4) 一つの書誌に統合する際に、当館の書誌データが存在する場合は、当館の書誌データを基本書誌とする。当館の書誌データが存在しない場合は、最初に送付した参加館の書誌データを基本書誌とする。
なお、当館の書誌データが存在せず、最初に送付した参加館の書誌データを基本書誌とした場合において、それ以降に当該資料の当館の書誌データが収録され、同定されたときは、当館の書誌データを基本書誌に置き換える。

4 参加の条件と手続等

本事業への参加条件、参加及び脱退の手続等については、「国立国会図書館総合目録ネットワーク参加規定」によるものとする。

5 当館における事業実施体制

本事業は、関係部局の連携及び協力の下に実施する。

- (1) 本事業への参加の受付及び承認に関する事務、参加館との連絡並びに本事業に係る館内関係部局との連絡及び調整は、関西館図書館協力課において行う。
- (2) 本事業に係る情報システムの維持及び管理並びにNDLサーチで取り扱う書誌データのフォーマットに関することは、電子情報部において行う。

6 事業開始

平成10年4月とする。